

内閣委員会 フリーランスの定義明確化と下請法問題、政府が動く

- 内閣委員会（2020/03/10）
 - フリーランスの定義について
 - 西村康稔国務大臣

**政府統一でフリーランスの定義と実態調査というのは、
これまでされていない！**



厚労省さんと中企庁さんと内閣府さん、
全くフリーランスに関する定義と対象の人数すらまちまちでありまして、
このままではまずいなというふうに思っているわけでありまして。
そこでお聞きしたいんですが、**今後、フリーランスの定義はどうされていくのか。**

フリーランスにつきましては各省がそれぞれ対応してきたという実態がございます。
そこで、実態把握、それから、どういう形が、実態があり、それに対してどう対応す
べきか、政策的にどう対応すべきかということを私の下で、
内閣官房で整理をしていこうということになっております。



内閣委員会

- 内閣委員会（2020/03/10）
 - フリーランスと下請け法の関係
- 西村康稔国務大臣



競争法による規律を見直していくんだと、取り上げていくんだ、対象にしていくんだ、検討の対象にしていくんだということなんですが、これ非常に重要なのは、
この競争法の規律というのは独禁法及び下請法を指す、それを見直していく考えがあるのかどうか

フリーランスの取引について下請法の規律を働かせるべきだというのも、これも大切な視点だというふうに思っております。
他方、この下請法を適用してやる場合に今の定義でいいのかどうかと、この定義を拡大していくこともあるんじゃないかという、以前にも山田議員からも御指摘をいただいております。
この点について、多数の取引、多数の企業の取引に様々な影響を与えることになりますので、様々な観点からの検討が必要であるというふうに認識をしているところでございます。



内閣委員会

- 内閣委員会（2020/03/10）
 - 下請法の外形要件の追加・変更について
- 西村康稔国務大臣



下請法の外形的な基準が資本金一千万円というのが線になっていますが、例えば一千万円又は売上げ五億円以上又は従業員五十人以上という形になれば、随分大きな会社も免れずにきちっと、
いわゆる**下請法の中で多くのフリーランスが救済される可能性がある**と。もちろん全ての枠組みをなくしてしまうと外形的に優越的地位があるのかどうかということが判定しにくくなりますから、それは一つ下請法の仕組みとして残したとしても、何も**資本金一千万円にこだわる必要はない**んじゃないかと、こういうふうにも考えております。

下請法でどう対象としていくのかというような点ですね
この点につきまして、公取、公正取引委員会や中小企業庁など関係省庁において、どのような実効的な対応があり得るのかということについて是非検討を進めてもらいたいというふうに考えているところでございます。



フリーランスの定義

- 内閣/厚労省/中企庁でフリーランスの定義が異なる

厚労省、中企庁、内閣府のフリーランス人口調査結果の差異について 2020.2.10 #49

	厚生労働省	中小企業庁	内閣府
対象	「雇用類似の働き方の者」 ①自身で事業等を営んでいる者であって、 ②従業員を常時使用しておらず、 ③個人事業主等で「店主」ではなく ④農家や漁業者ではなく、 ⑤発注者から業務の委託を受けており、 ⑥事業者を直接の取引先としているもの。 ※法人の経営者を含む	「フリーランス」 ①自身で事業等を営んでいる者であって、 ②従業員を雇用しておらず、 ③実店舗をもたずに仕事をしていて、 ④農林漁業従事者ではないもの。 ※法人の経営者を含む	「フリーランス相当」 フリーランス相当の働き方をしているとみられる人（自営業主で店舗や雇用者を持たず、農林漁業者を除いた人数） ※農林漁業者の範囲や一人社長の扱いなどで5パターンに分け試算
試算人数 (①～④)	367万人	本業 300万人 副業 140万人 学生主婦	本業 約158万人～228万人 副業 約106万人～163万人
試算人数 (①～⑥)	本業 130万人 副業 40万人	-	
調査主体	(独) 労働政策研究・研修機構	リクルートワークス研究所	内閣府政策統括官(経済分析担当)
調査手法	ネット調査を基に母集団拡大補正	ネット調査を基に母集団拡大補正	ネット調査を基に母集団拡大補正
調査期間	2019年1月15日～2月7日 (スクリーニング調査) 2019年1月28日～2月21日 (本調査)	2018年1月12日～1月31日	2019年1月～2月
サンプル数	18,377人	50,677人	50,000人

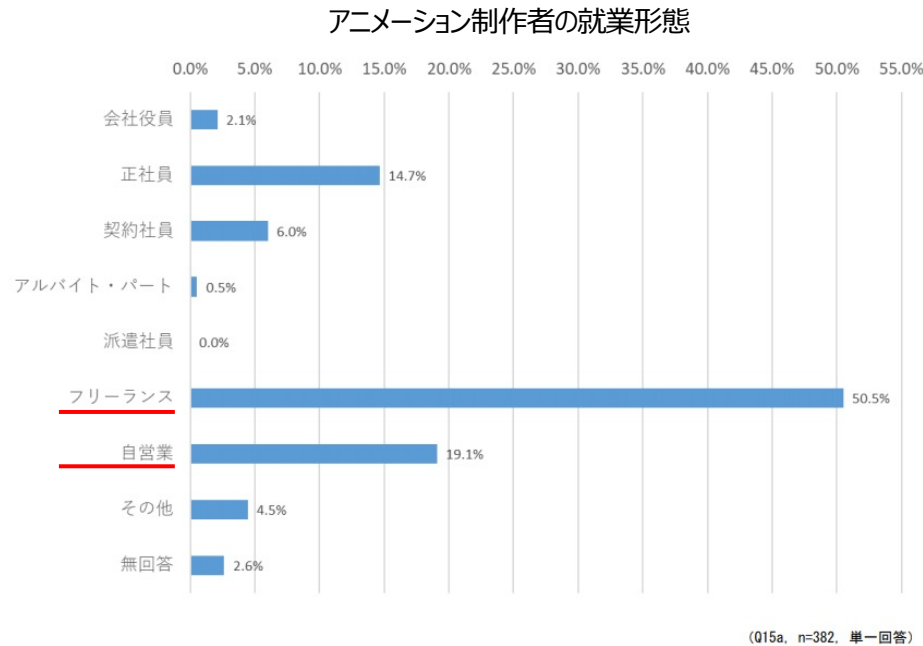
フリーランス労働法制

- 資本金1000万円以下の会社から請負契約で仕事を請け負ったフリーランスは保護されていない。（独禁法の対象ではあるが、過去に適用事例無し）

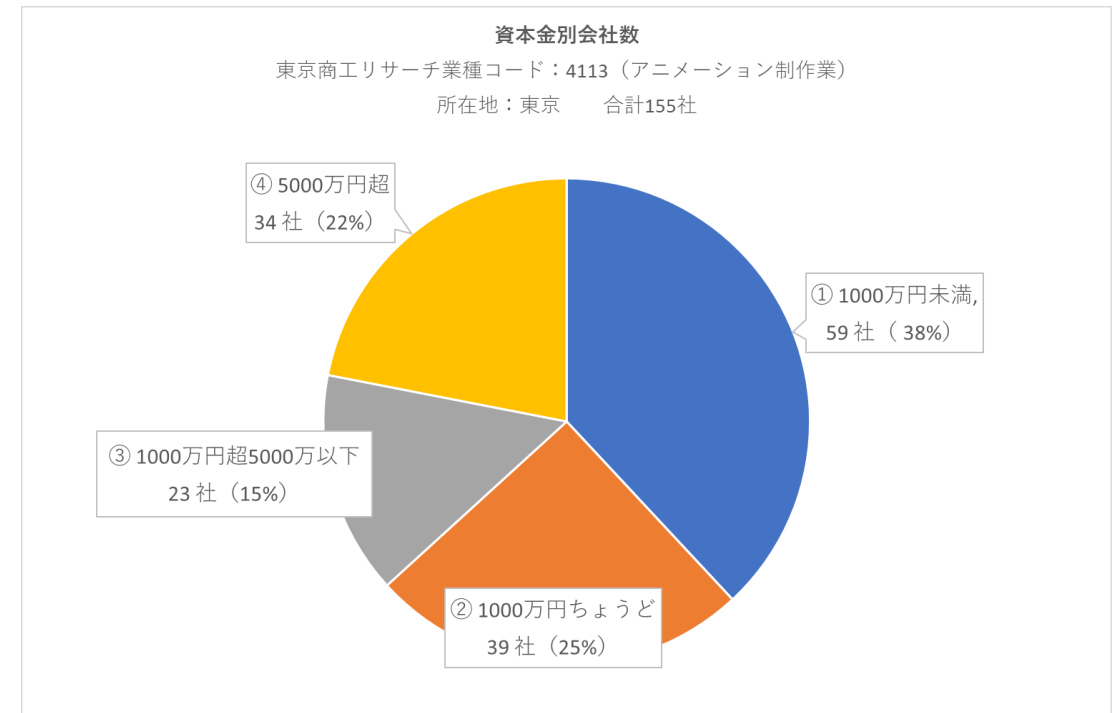
契約方法 仕事発注側	労働契約 (雇用)	請負契約 (フリーランス)
資本金 1000万円以下	労働基準法 最低賃金法など で保護	保護無し
資本金 1000万円超	労働基準法 最低賃金法など で保護	下請法で保護

資本金別の会社数（アニメ制作・東京）

- アニメ制作者の7割がフリーランスまたは自営業者
- 全体の約2/3が下請法対象外の資本金1000万円以下



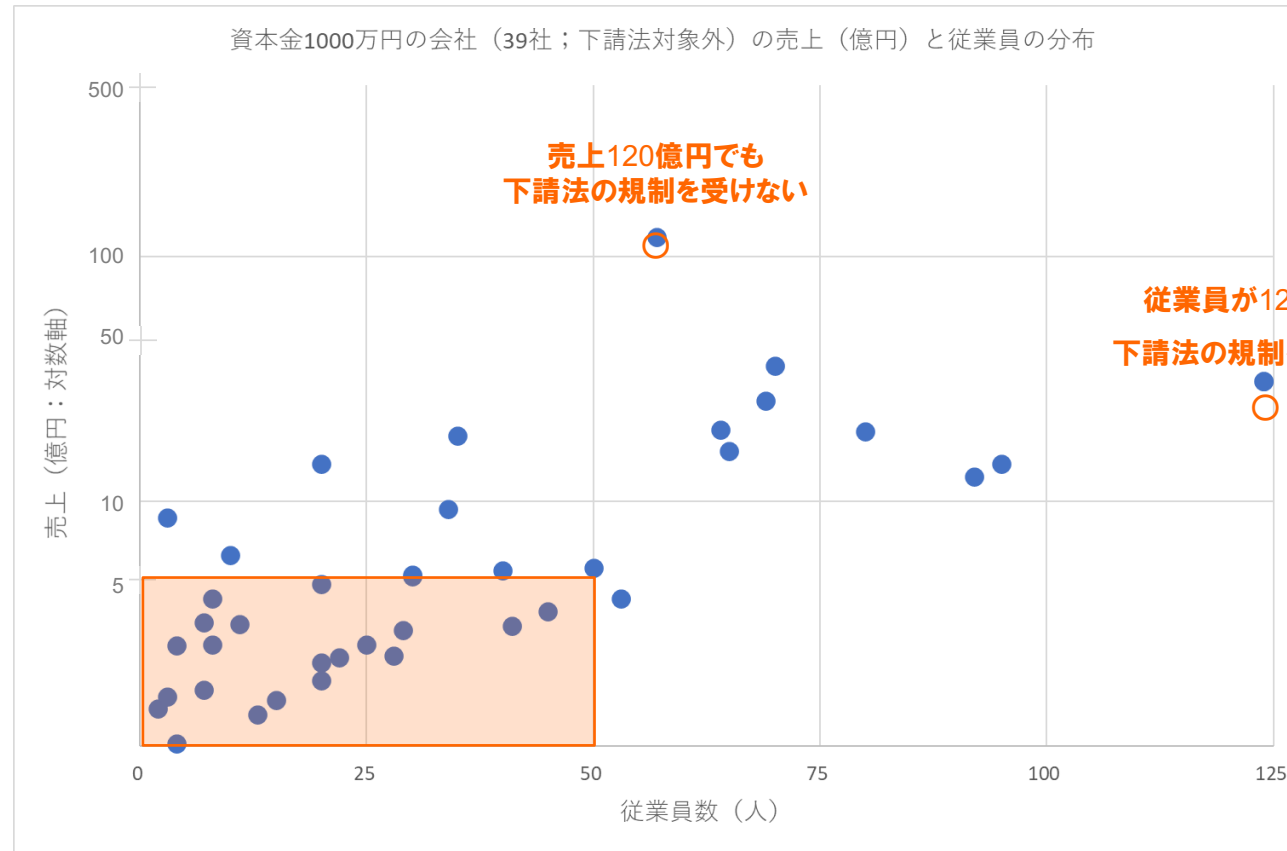
出典：アニメーション制作者実態調査報告書2019（JAniCA）



出典：東京商工リサーチの資料より山田太郎事務所作成

資本金1000万円の会社の売上と従業員数の関係

- 資本金1000万円の会社でも売上が100億円、あるいは、従業員が100人を超える場合もあるが、下請法の対象となっていない
- 例えば、売上5億以上または従業員50人以上の会社が個人に発注する場合は下請法の対象とするなどが必要では無いか（39社中17社が下請法対象に）



※縦軸(売上)が対数軸であることに注意